

### 松阪市高齢者在宅生活支援事業利用申請書

(宛先) 松阪市長

年 月 日

松阪市高齢者在宅生活支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、以下の項目に同意の上、次のとおり申請します。

- (1) 松阪市高齢者在宅生活支援事業の利用決定に当たり、私の世帯の住民登録情報、要介護認定その他必要な個人情報を調査、照会、閲覧すること。
- (2) 委託事業者对我的住所、氏名、電話番号等の情報を提供すること。
- (3) 申請者に対し松阪市高齢者在宅生活支援事業利用決定通知書、または事業の利用を認めないときは、その理由を附し松阪市高齢者在宅生活支援事業利用申請却下通知書を通知すること。

申請者	氏名	(署名又は記名押印)	電話番号	
	住所		対象者との続柄	
対象者	フリガナ		電話番号	
	氏名 □申請者と同じ	(署名又は記名押印)		
	住所 □申請者と同じ	松阪市		
	生年月日	年 月 日 ( 歳)		
	要介護度	未申請・申請中・事業対象者・要支援 ( )・要介護 ( )		
希望するサービスの内容	(番号に○をしてください) 1. 庭の草取り等の家周りの手入れ 2. 屋内の整理及び整頓 3. 家屋等の軽微な修繕等 4. その他 (内容: )			
希望する事業所	(番号に○をしてください) 1. 松阪市シルバー人材センター      2. 三重県健康福祉生活協同組合 3. 三重中高年雇用福祉事業団      4. JA みえなか ふれあいの里くしだ 5. 特定非営利活動法人 松阪子どもNPOセンター      6. LIFEWORK			
サービスの利用を希望する理由				

(市確認欄)

受付印	要介護度	チェックリスト	確認日付

## ☆ 「高齢者在宅生活支援事業」とは？

在宅の高齢者の方などが、日常生活を送る上で必要な、軽易な手助けを行うことにより、自立した生活の継続を可能にするためのサービスです

## ☆ この事業を利用できる方は？

事業の対象となる者は、松阪市内に居住する在宅の高齢者で、市内に親族がいない、若しくは親族の協力を得ることができない者であって、軽易な日常生活上の援助が必要な、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条に規定する要介護認定又は要支援認定において、要介護又は要支援の認定を受けた者
- (2) 平成27年厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストの結果が事業対象基準に該当する者

## ☆ この事業で提供することができるサービス

家周りの手入れ・軽微な修繕・屋内の整理整頓等です。

申請書表面をご覧ください。(事業所によって提供することができないサービスもあります。)

**※提供することができないサービス例は次のとおりです。**

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> ヘルパー派遣事業で可能な掃除 | <input type="checkbox"/> 清掃工場までごみを運ぶ作業  |
| <input type="checkbox"/> 病院への通院介助       | <input type="checkbox"/> 家電製品の廃棄処理      |
| <input type="checkbox"/> ペンキの塗り替え作業     | <input type="checkbox"/> 器具の取り付け        |
| <input type="checkbox"/> エアコン内部の洗浄      | <input type="checkbox"/> 屋根の修理          |
| <input type="checkbox"/> 倒木の処理          | <input type="checkbox"/> 薬品を使つての消毒や駆除作業 |
| <input type="checkbox"/> 草抜き等で出たごみの処分   | <input type="checkbox"/> 障子・網戸・ふすまの張替え  |
| <input type="checkbox"/> 窓拭き            | <input type="checkbox"/> 物置の掃除・整理整頓     |

詳しい内容については、松阪市役所(高齢者支援課:53-4069)までお問い合わせください。